

みやぎ農山漁村交流拡大プラットフォーム 農泊実施地域選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内の農泊の推進のため、農泊地域以外に独自に農泊に取り組む地域や団体を農泊実施地域として選定するために必要な事項を定める。

(選定基準)

第2条 農泊実施地域の要件は、次の各号すべてを満たした団体とする。

- (1) 宿泊、食事及び体験の3つのサービスすべてを提供できること
- (2) 個人又は法人単独の活動ではなく、多様な構成員で取組を行っていること
- (3) 地域の農林水産業に裨益する取組を行っていること
- (4) みやぎ農山漁村交流拡大プラットフォームの会員であること

(申請)

第3条 農泊実施地域への選定を希望する団体は、様式第1号によりみやぎ農山漁村交流拡大プラットフォーム農泊実施地域選定委員長（以下、委員長）に申請するものとする。

2 前項の申請は、随時受け付ける。

(承認)

第4条 事務局は、前条の申請があった場合は、申請内容を確認し、第2条の選定基準を満たすと認められるときは、申請団体を農泊実施地域に選定することができる。

2 事務局は、申請団体を農泊実施地域に選定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。また、選定しなかった場合は、その理由を付して申請者に通知しなければならない。

(取組内容の変更等)

第5条 農泊実施地域は、第4条の選定を受けた申請内容に変更または中止があった場合は、すみやかに事務局に連絡し、指示を受けるものとする。

(選定の取り消し)

第6条 事務局は、第4条の選定を受けた農泊実施地域が、第2条の選定基準を満たしていないと認めるときは、その選定を取り消すことができる。

(状況調査)

第7条 事務局は、農泊実施地域及び農泊実施地域の候補団体等に対して、必要に応じて取組状況等の調査を行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、農泊実施地域の選定に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月29日から施行する。